

今後重点的に推進するべき取組内容(案)	第2次推進計画の目標・取組項目	改正基本指針骨子案	主な追加内容
殺処分ゼロに向けた取組	計画目標 (犬・猫の殺処分数)	(2)適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・透明性を持った戦略的な殺処分の減少を行うため、殺処分を3区分に分類</li> <li>・殺処分の3区分の②に属する個体の殺処分削減目標の設定</li> </ul>
	(1)動物愛護管理の普及啓発 (動物愛護教室等の受講者数)	(1)普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や取扱いに関する行為規範について、整理と意識醸成を図るための中長期的な議論と検討</li> </ul>
	(2)適正飼養の推進 (犬・猫の引取り数)	(2)適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者不明犬・猫の引取り拒否規定を踏まえた引取り数減少目標の維持</li> <li>・殺処分の3区分の②に属する個体の返還及び適正譲渡の促進</li> <li>・殺処分の3区分の①、③について、飼主主責任の徹底、無責任な餌やりの防止により引取りの減少を図り、結果的に減少させる</li> <li>・動物の健康・安全の保持の観点からの譲渡や引取りの必要性</li> <li>・不適正飼養に関する地方公共団体の指導、監督強化等に向けた環境整備</li> <li>・適正な団体譲渡の推進に向けた対応の検討</li> <li>・動物愛護管理センターの地域拠点としての役割を考慮し、返還・譲渡の促進に向けた施設整備を推進</li> <li>・殺傷、虐待等にかかる罰則強化、獣医師による虐待通報の義務化を踏まえた、通報への対応等の明確化</li> </ul>
	(4)所有者明示の推進 (所有者明示率)	(4)所有明示(個体識別)措置の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイクロチップ装着等の義務化に伴う遺棄防止や返還促進をはかる効果的制度運用の検討</li> <li>・マイクロチップ装着等義務対象範囲(拡大)の検討</li> </ul>
災害時などの危機管理対応の取組	(3)動物による危害や迷惑問題の防止 (動物による危害や迷惑問題に関する問い合わせ件数)	(3)動物による危害や迷惑問題の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者不明犬・猫の引取り拒否規定の一方、危害・迷惑防止の観点の対策・対応の必要性</li> <li>・地域猫活動の在り方に関する検討と情報発信</li> <li>・所有者のいない犬・猫に対する無責任な餌やり行為が望ましくないことの啓発強化</li> <li>・特定動物の愛玩目的での飼養保管禁止等規制強化にかかる周知・遵守の推進</li> <li>・多頭飼育問題など不適正飼養による迷惑問題対応について、関係する福祉部局等との連携強化による、周辺的生活環境保全の措置の在り方について検討</li> </ul>
	(4)所有者明示の推進 (所有者明示率)	(4)所有明示(個体識別)措置の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイクロチップ装着等義務対象範囲(拡大)の検討</li> </ul>
	(8)災害時対策 (獣医師会と災害時における動物救護活動に関する協定を締結した市町数)	(8)災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同行避難時のペットの適正管理の在り方、受け入れを課題と認識</li> <li>・飼主による日頃の適正管理の重要性</li> <li>・都道府県以外の地方公共団体での、地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置づけの明確化</li> <li>・ペット連れ被災者に対する対応に必要な体制整備の推進</li> <li>・広域的協力体制整備の推進</li> </ul>
さまざまな主体との協創の取組	(1)動物愛護管理の普及啓発 (動物愛護教室等の受講者数)	(1)普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や取扱いに関する行為規範について、整理と意識醸成を図るための中長期的な議論と検討</li> </ul>
	(5)地域社会における動物愛護管理の推進と人材育成 (地域における動物愛護推進員の年間総活動回数)	(9)人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の動物愛護管理担当職員及び動物愛護推進員の配置の促進</li> </ul>
(その他)	(6)動物取扱業の適正化 (動物取扱業者による動物愛護管理法違反件数)	(5)動物取扱業の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな規制の着実な運用</li> <li>・事業者(団体)の社会的に果たすべき役割と主体的な取組の促進</li> </ul>
	(7)実験動物、産業動物等の適正な取扱いの推進 (実験動物等の適正な取扱いに関する説明会等の開催回数)	(6)実験動物の適正な取扱いの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物取扱業者への追加他、適切な動物の飼養保管のための施策の在り方について検討</li> </ul>
		(7)産業動物の適正な取扱いの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アニマルウェルフェアの考え方に対応した産業動物の飼養保管基準の見直しの検討</li> <li>・畜産部局等との効果的な連携強化の在り方について検討</li> <li>・動物愛護管理法及び産業動物の飼養保管基準の内容の周知、遵守徹底の効果的方法の検討と実施</li> </ul>
		(10)調査研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺棄、虐待の具体的事例の集積、分析・評価</li> <li>・アニマルウェルフェアの考え方と動物愛護の考え方の整理</li> <li>・できる限り苦痛を与えない殺処分の方法についての情報収集と在り方の整理</li> <li>・ペット飼育による社会的効用や新たな社会需要等にかかる情報収集</li> </ul>

人と動物が安全・快適に共生できる社会の実現